

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
 朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
 朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

平成29年分 町県民税申告相談について

2月6日(火)より本紙裏面(4ページ目)の日程で町県民税申告相談を行います。1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告する義務があります。所得税や町県民税を申告すべき人が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者(該当者)	◎印鑑 ◎マイナンバーカードまたは番号確認書類+身元確認書類 ◎控除額の証明となるもの(例) <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除の証明書(領収書) ・農業者年金保険料掛金の証明書(領収書) ・生命保険、個人年金保険料掛金の証明書(領収書) ・地震保険料掛金証明書(領収書) ・建物共済掛金証明書(領収書)【長期のみ】 ・医療費の領収書または明細書 ・障害者手帳(該当者) ・雪下ろし賃金の領収書(支払合計5万円以上) ・寄附金受領証明書(ふるさと納税を含む)
給与所得がある方 (日雇い・アルバイトを含む)	◎給与、報酬、賃金などの源泉徴収票(原本) 日雇い者・アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤め先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 (農業、営業、建設業等)	◎年間の収入、経費を確認できる書類 ・収支内訳書 ・帳簿(収支ノート)、領収書等
年金、恩給をもらっている方	年金以外に収入がある方、扶養等の各所得控除をする方は申告が必要です。 ◎年金の源泉徴収票
その他の所得がある方	・年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書等

○スムーズな申告をしていただくために…

- ・農業または営業の方は「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してきてください。
- ・医療費控除のある方は個人ごとに集計をしてきてください。
- ・控除が受けられない場合や、経費にあげられない場合があるため、申告資料は忘れず持参してください。
- ・申告相談開催中(2月6日～3月14日)は、担当職員が申告会場に出ているため、申告に関する相談や問合せ等は1月中にお願いします。税務署での相談や、税理士会主催の無料相談会等もご利用ください。

【第20回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏選

銅賞「きれいだなれんげのはなはみずのほし」 西五百川小 1年 おがわさやか
 銅賞「夏の海 うきわにのってたんけんだ」 西五百川小 3年 阿部南海

町県民税申告相談日程表

▶日程表

月日	曜日	地区名	会場
2月6日	火	杉山 宇津野	開発センター
7日	水	本町 松原	
8日	木	西町 西原	
9日	金	栄町 大町	
13日	火	助ノ巻 新宿	
14日	水	前田沢 緑町	
15日 (午前のみ)	木	元町 雪谷	
16日 (午前のみ)	金	石須部 立木 白倉	
19日	月	太郎一 太郎二 太郎三	
20日	火	常盤	
21日	水	松程	
22日 (午前のみ)	木	夏草 長沼	
23日	金	大谷四 大谷五	秋葉山交遊館
26日	月	大谷二 大谷七 真中	

月日	曜日	地区名	会場
27日	火	栗木沢 大暮山	秋葉山交遊館
28日	水	大谷三 大谷六 中沢	
3月1日 (午前のみ)	木	大谷一 舟渡	
2日	金	西船渡 能中 高田	開発センター
5日	月	四ノ沢 大滝 今平	
6日	火	古槇 送橋 下芦沢 水本	
7日	水	小平 大隅 大船木	
8日	木	宿向 沼川 通	
9日	金	八ツ沼 大沼	

▶受付時間
 各会場とも ・午前9時～11時
 ・午後1時～3時

※会場前の番号札順に受付をいたします。電話等での事前予約は行っておりませんので、ご了承ください。
 ※開場前は外でお待ちいただくことになるため、8時30分以降においでくださるようお勧めします。
 ※2月15日(木)、16日(金)、22日(木)、3月1日(木)は午前中のみ受付となります。

▶予備日日程表

指定地区相談日に都合の悪い方、または、果樹等の精算書や申告資料が申告日まで間に合わない方は、予備日においでください。

月日	曜日	受付時間	場所
3月4日	日	午前9時～11時 午後1時～3時	受付：役場1階総合窓口 申告会場：開発センター2階ホール
3月12日	月		受付・会場ともに 開発センター2階ホール
3月13日	火		
3月14日	水		

※予備日は大変混雑します。できるだけ各地区指定日に申告をお願いいたします。
 ※今年の日曜相談日は、**3月の第1日曜日**です。お間違えのないようお願いいたします。

▶問合せ先 税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107

【第20回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏 選
銅賞「林檎の木 眺めて語る お父さん」 朝日中 1年 清野 由奈
銅賞「夏祭り 何をしてるか 君想う」 朝日中 3年 安達 裕大

各種控除等について

○ふるさと納税等の寄附金控除を受けられる方

＜ふるさと納税ワンストップ特例制度について＞
確定申告の不要な給与所得者等が、寄附先自治体に申告特例申請書を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。ただし、申告特例申請書を提出していても、以下の場合はワンストップ特例の対象外となります（確定申告で寄附金控除を受けなければなりません）。

- ①寄附先の自治体が6団体以上ある
- ②確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者等
- ③給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得等）がある
- ④医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をする など

○寄附金控除について

都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金について、住民税の寄附金控除が受けられます。対象となる寄附金のうち、2千円を超える部分に次の率を乗じた額が住民税額から軽減されます。

- ・住所地の都道府県が指定した寄附金… 4%
- ・市区町村が指定した寄附金…………… 6%

※指定されている寄附金等については、申告相談時に確認ください。

○住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅を新築、購入または増改築等をされて住宅借入金（取得）等特別控除を受けられる方は、次の書類を準備し確定申告をされるようお願いいたします。初めて住宅借入金特別控除を受けられる方は適用対象となる要件等がありますので、寒河江税務署での申告をおすすめします。

【平成29年分の申告で初めて受けられる方の必要書類】

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ②家屋の登記簿謄本または抄本
 - ③工事請負契約書、売買契約書の写し
 - ④家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額および家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し
- ※マイナンバーの導入により「家屋を新築または購入した方の住民票の写し」は原則不要です。

【すでに特別控除を受けられている方で平成29年分についても受け方の必要書類】

- ①住宅資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書

○障害者控除を受けられる方

障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けており一定の要件を満たす場合には、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除が受けられます。認定書が必要な方は、健康福祉課福祉係（☎67-2156）にご相談ください。

○社会保険料控除を受けられる方

介護保険料および後期高齢者医療保険料は、被保険者ご本人ではなくとも、実際に保険料を支払った生計同一の方が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。

○各種所得申告に関する収支内訳書について

営業・農業・不動産所得のある方で、「収支内訳書」の用紙が必要な方は、税務町民課町民税収納係までおいでください。

○事業所得者等の申告における帳簿書類等の保存制度について

平成26年1月以降、白色申告者の場合でも事業所得等のある方は記帳および一定期間書類の保存が必要となっています。

▶対象者

事業所得（営業・農業など）・不動産所得・山林所得などがある方

※住民税申告の方も含まれます。

▶帳簿の保存期間

- ・収入や経費を記載した帳簿（法定帳簿）…7年
- ・業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）…5年

▶書類の保存期間

- ・棚卸表その他決算に関する書類…5年
- ・業務に関する請求書、納品書、領収書等…5年

○問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244

税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107

平成 30 年度（平成 29 年分）の主な改正点

○医療費控除について

①セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進等の一定の取組を行った方が、1万2千円以上の対象医薬品（※）を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」を受けることができるようになりました。

※「対象医薬品」… 以前は医師による処方のみだった医薬品で、現在は薬局などでも購入できるようになった医薬品（通称スイッチOTC医薬品）のうち対象となるもの。スイッチOTC医薬品のすべてが対象となるわけではないので、薬局の表示や対象を示す領収書のマーク（★や●）などをご確認ください。なお、詳しい品目一覧は厚生労働省ホームページをご覧ください。

ただしこの特例は、従来の医療費控除との選択適用となるため、両方を併用することはできません。

	従来の医療費控除	セルフメディケーション税制
控除額	申告者と生計同一のご家族の分をまとめて支払った医療費の10万円（所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計額の5%）を超える部分の金額（上限額200万円）	申告者が、申告者と生計同一のご家族に係る一定の対象医薬品を購入した場合において、年間購入費の合計額で1万2千円を超える部分の金額（上限額8万8千円）
必要書類	①医療費の領収書または明細書 ②介護保険制度下での介護サービス対価に係る証明書（介護老人福祉施設等より） ③医師が発行するおむつ使用証明書（6カ月以上寝たきり等の証明） ※おむつ証明書の用紙は税務町民課にあります	①対象となる医薬品を購入したことがわかる領収書または明細書 ②健康の維持増進等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類 例・予防接種の領収書または予防接種済証 ・職場で受けた定期健康診断や町の一日健診等の結果通知表 ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表 ※いずれもいつ誰が行ったかわかるもの ※予防接種や健診等の費用は控除額の対象外です

上記のいずれか一方を選択して控除を受けることができます。

②医療費控除の必要書類の変更

平成 29 年分以降の申告から、医療費控除を受けるために年間の支払金額をご自分でまとめた明細書を添付することとなりました。明細書の用紙は、国税庁ホームページでダウンロードするか、税務町民課でお渡しすることができます。ただし、平成 29 年分から 31 年分までは従来のおり領収書の添付または提示でも申告できます。明細書を添付する方も、領収書は法定納期限の翌日から 5 年間は保管する必要があります。

○給与所得控除について

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が下記のとおり引き下げられます。

区 分	現 行	平成 30 年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	230 万円	220 万円